

◎新潟県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天神林上条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
加茂市大字下条字中谷地甲1695番2から	新	(A) 8.4～20.3メートル	436.9メートル
		(B) 6.0～20.3メートル	436.2メートル
同市大字下条字中谷地甲1555番2まで	旧	(A) 8.4～20.3メートル	436.9メートル
		(B) 6.4～20.3メートル	445.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。